

令和7年二級建築基準適合判定資格者検定

考 査 A

受 検 地	受 検 番 号	氏 名
	頭符号()	

問 題

次の注意をよく読んでから始めてください。

【注意】

- この問題は、全て正誤2択式です。
- 解答は、各問題とも正しいと思うものは「正」を、誤っていると思うものは「誤」を答案用紙の解答欄に「○」で囲んでください(答案用紙は別紙です)。
- この問題用紙の余白は、計算等に使用しても差しつかえありません。
- 特段の記載がない場合、建築基準法に基づき解答してください。
- 建築基準法等の法令については、**令和7年1月1日現在**において施行されている規定により解答してください。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和6年政令第172号)及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和6年国土交通省令第68号)」に基づく法令については、**令和7年4月1日現在**において施行されている規定により解答してください。
- 解答に当たって、問題に記載されている事項を除き、**地方公共団体の条例、規則等の規定の内容については、考慮しないこととします。**
- この問題については、**検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めます**(中途退出者については、持ち帰りを禁止します)。

- 【No. 1】 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物の敷地がこれらの規定に適合しない場合においては、その後、当該規定に適合するに至った建築物の敷地についても、当該規定は引き続き適用しない。
- 【No. 2】 高さ 6 m の観覧車で原動機を使用するものを築造する場合においては、建築基準法第 20 条の規定が準用される。
- 【No. 3】 木造、延べ面積 100 m²、地上 2 階建ての一戸建ての住宅について、大規模の修繕を行う場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
- 【No. 4】 木造、延べ面積 150 m²、2 階建ての一戸建ての住宅を新築する場合、検査済証の交付を受ける前であっても、特定行政庁が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、建築主は、仮に、当該建築物を使用することができる。
- 【No. 5】 認定型式に適合する建築物の部分をもつ建築物で、型式部材等の製造者としての認証を受けた者が製造するものにおいて、その新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されない場合であっても、完了検査においては、その認証に係る型式に適合するものとみなす。
- 【No. 6】 建築主事を置かない市町村が所有する木造、延べ面積 400 m²、地上 3 階建ての共同住宅について、用途の変更をして寄宿舍とする場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。
- 【No. 7】 大規模建築物(建築士法第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物)を新築しようとする建築主事を置く市町村は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。
- 【No. 8】 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物について、緊急の必要がある場合においては、当該建築物に対する措置の通知書の交付等の手続によらないで、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、違反を是正するために必要な当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕又は模様替を行うことを命ずることができる。
- 【No. 9】 特定行政庁、建築主事等、確認検査員又は建築監視員は、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査の状況に関する報告を求めることができる。

- 【No.10】副確認検査員は、二級建築基準適合判定資格者検定に合格し、二級建築基準適合判定資格者登録簿への登録を受けている者のうちから、選任しなければならない。
- 【No.11】準工業地域内の住宅の居室(天窓を有しないもの)で、外側にぬれ縁ではない幅1mの縁側を有するものの開口部(道に面していないもの)の採光補正係数は、隣地境界線からの水平距離が5m未満であり、かつ、採光関係比率が0.5の場合においては、2.1である。
- 【No.12】一戸建ての住宅における居間(床面積18m²、天井の高さ2.5m)において、機械換気設備を設けるに当たっては、「居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準」による有効換気量を、20m³/hとした。
- 【No.13】共同住宅の各戸の界壁は、天井の構造が、天井に必要とされる遮音性能に関する技術的基準に適合するものであって、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合、小屋裏又は天井裏まで達せしめなくてもよい。
- 【No.14】住宅の階段(昇降機機械室、物見塔その他特殊の用途に専用する階段ではない。)については、その幅を75cmとし、側壁の一方に幅12cmの手すりを設けた。
- 【No.15】学校の屋上広場の床の積載荷重の計算に当たっては、床の積載荷重として採用する数値を、建築物の実況によらないで、1,800N/m²とすることができる。
- 【No.16】保有水平耐力計算において、必要保有水平耐力を計算する場合の建築物の地上部分に作用する地震力の計算に当たっては、標準せん断力係数C₀を1.0以上としなければならない。
- 【No.17】設計基準強度24N/mm²のコンクリートの短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度を、長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の2倍とし、16N/mm²とした。
- 【No.18】建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合であっても、建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。
- 【No.19】木造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の小径を、その柱に接着する構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める割合以上のものとした。ただし、経過措置は考慮しないものとする。

- 【No.20】 高さが13mを超える鉄骨造の建築物であったが、その規模及び構造に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物に該当したため、構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を、ボルトが緩まないようにナットを二重に使用したボルト接合とした。
- 【No.21】 主要構造部を準耐火構造とした事務所(地上3階に居室を有し、避難階は地上1階とする。)において、地上2階から地上3階に通ずる吹抜きとなっている部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ及び下地を不燃材料で造った場合にあっては、当該吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。ただし、避難上の安全の検証は行わないものとする。
- 【No.22】 主要構造部を準耐火構造とした建築物の竪穴部分とその他の部分とを区画する防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものとしなければならない。
- 【No.23】 建築面積が300m²を超える小屋組が木造である建築物においては、原則として、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
- 【No.24】 集会場において、建築基準法施行令第20条の規定により計算した採光に有効な部分の面積の合計が当該居室の床面積の $\frac{1}{30}$ である場合にあっては、当該居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。
- 【No.25】 同一敷地内に設ける木造、延べ面積900m²、2階建ての長屋及び木造、延べ面積200m²、平家建ての附属駐輪場(いずれも耐火建築物及び準耐火建築物ではない。)においては、それぞれの建築物に対して、その周囲(道又は隣地境界線に接する部分を除く。)に幅員が3m以上の通路を設け、その通路は敷地の接する道まで達しなければならない。
- 【No.26】 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積120m²、地上3階建ての一戸建ての住宅において、3階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、準不燃材料又はこの仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める材料の組合せによるものとしなければならない。
- 【No.27】 病院の居室において、換気上有効な開口部を設けることができずに機械換気設備を設ける場合において、必要有効換気量の算定に当たっては、実況に応じた1人当たりの占有面積を3m²以下としなければならない。

- 【No.28】 延べ面積 500 m² の事務所において、開放できる部分(天井から下方 80 cm以内の距離にある部分)の面積の合計が 2 m² の窓その他の開口部を有する床面積 100 m² の事務室には、排煙設備を設けなければならない。
- 【No.29】 特定行政庁は、都市計画区域に編入された際に建築物が立ち並んでいる幅員 1.8 m以上の道を指定して、建築基準法上の道路とみなす場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
- 【No.30】 地方公共団体は、3階建ての事務所の敷地が道路に接する部分の長さについて、避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認められる場合は、条例で、必要な制限を付加することができる。
- 【No.31】 準工業地域内において、平家建て、床面積の合計が 100 m² の銅アンモニアレーヨンの製造(液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が 30 %を超えるアンモニア水を用いないもの)事業を営む工場は、建築基準法上、新築することができる。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。
- 【No.32】 第二種住居地域内において、床面積の合計が 800 m² の飲食店に附属する平家建て、床面積の合計が 400 m² の自動車車庫は、建築基準法上、新築することができる。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。
- 【No.33】 第二種低層住居専用地域内において、床面積の合計が 600 m² の地上 2階建ての共同住宅に附属する地上 2階部分にある床面積の合計が 200 m² の自動車車庫は、建築基準法上、新築することができる。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。
- 【No.34】 第二種中高層住居専用地域内において、床面積の合計が 500 m² のゴルフ練習場は、建築基準法上、新築することができる。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。
- 【No.35】 建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心の高さより 1.4 m高く、かつ、前面道路の境界に沿って塀(地盤面からの高さ 1.1 mのもの)を設けている場合においては、前面道路の境界線から後退した建築物に対する道路高さ制限の緩和を適用することができない。

- 【No.36】 第一種低層住居専用地域内における建築物の敷地が北側で公園に接する場合には、当該公園に接する隣地境界線は、当該公園の幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなして、北側高さ制限を適用する。
- 【No.37】 日影規制において、建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合は、その建築物の全部について、敷地の過半の属する区域の制限を適用する。
- 【No.38】 日影規制の対象区域外にある高さが 10 m 以下で軒高が 7 m を超える建築物で、冬至日において、日影規制の対象区域である第一種低層住居専用地域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、日影規制を適用する。
- 【No.39】 建築基準法第 52 条第 1 項に規定する延べ面積には、物品販売業を営む店舗に設置するエレベーター及びエスカレーターの昇降路の部分の床面積は算入しない。
- 【No.40】 幅員 15 m の道路に接続する幅員 8 m の道路を前面道路とする建築物の敷地が、幅員 15 m の道路から当該敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長が 42 m の場合、容積率の算定に係る当該前面道路の幅員に加える数値は 1.6 m とする。
- 【No.41】 商業地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物は、建蔽率の制限を受けない。
- 【No.42】 第一種中高層住居専用地域内で建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、その敷地は、全て防火地域内にあるものとみなして、建蔽率の制限の緩和が適用される。
- 【No.43】 準防火地域内に建築する延べ面積 300 m²、3 階建て、各階の床面積が 100 m² (1 階が自動車修理工場、2 階及び 3 階が事務所) の建築物の主要構造部を、建築基準法施行令第 109 条の 3 第二号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備を建築基準法施行令第 109 条の 2 に規定する基準に適合するものとした。
- 【No.44】 防火地域及び準防火地域にわたる建築物で、準防火地域外において防火壁で区画されている場合、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。
- 【No.45】 特定行政庁が、仮設興行場について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、1 年以内の期間を定めてその建築を許可したものについては、建築基準法第 6 条の規定は適用しない。

- 【No.46】 工事を施工するために現場に設ける事務所については、建築基準法第 20 条の規定は適用しない。
- 【No.47】 「消防法」上、飲食店は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。
- 【No.48】 「消防法」上、旅館において使用するじゅうたん等は、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。
- 【No.49】 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」上、建築物を増築しようとする部分の床面積の合計が 10 m² を超える場合であって、増築後の建築物が建築基準法第 6 条第 1 項第二号に該当する場合には、当該建築物を全て建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
- 【No.50】 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」上、建築基準法第 85 条第 6 項の規定による許可を受けた仮設建築物については、建築物エネルギー消費性能基準は適用しない。